

今後の検討の進め方について（植物）（案）

- 外来植物は、その利用形態、導入のされ方に応じて下記のとおり（１）～（４）のグループに分け、グループ毎に生態系等に係る影響を評価する仕組みをグループ間の整合性にも配慮しながら構築しつつ、早急に規制を行う効果が高いものから優先的に選定作業を進めることが必要である。
- 繁殖能力や環境への適応力が高いこと等により、在来の固有種や希少な植物の生息環境に侵入し、これらの地域的な絶滅をもたらしたり、植物群落の構造を著しく変化させるおそれのあるものについて選定作業を進める。
- 科学的知見が十分ではないとされるものについても、被害の予防の観点から、利用関係者に対し管理されている施設や場所以外に逸出、遺棄しないようにするなど取扱いに際して注意を喚起するとともに、引き続き科学的知見の充実に努める。
- 国外において大きな被害を発生させた外来植物であって、国内に未定着のものうち、日本の環境条件下において定着の可能性が高いものについては、利用形態や導入のされ方によらず輸入・移動の禁止をはじめとした規制や指定による被害の予防の効果が特に大きいと考えられるため、積極的な選定作業をすすめる。

（１）水草

水草については、他の種との競合により広範囲にわたり優占種となって在来の植物の個体群の存続を脅かす水草類で自然性の高い生態系に侵入して被害をもたらすものは、対応の緊急性を考慮して選定作業を進める。

なお、被害に係る指摘はあるものの、広範に販売、栽培等がなされ直ちに規制をかけることが容易でない状況にあるものについては、その扱いについての情報を別途整理することとする。

（２）園芸植物（陸生）

園芸植物については、生態系等に係る被害の防止の観点から、影響を評価する仕組みを構築する。

侵略的な外来植物として、他の種との競合により広範囲にわたり優占種となって在来の植物の個体群の存続を脅かすなど生態系に重大な被害をもたらしていることが明らかなもの等については、法律に基づく規制を行うことが効果的である。このため、園芸植物で自然性の高い生態系に侵入し

て在来の植生構造を著しく変化させる等、重大な被害をもたらすものがあれば、対応の緊急性を考慮して選定作業を進める。

(3) 緑化植物

緑化植物については、外来生物法の附帯決議、中央環境審議会外来生物小委員会の委員長談話の指摘等も踏まえ、環境省、農林水産省、国土交通省の関係 3 省が連携して、生態系等に係る被害の防止の観点から、緑化植物の利用実態の把握、緑化植物による生態系等への被害の発生構造の把握、代替的手法や代替的緑化植物の適用可能性の検討など、緑化における外来植物の取扱いに関する総合的な検討を進めることとしている。このため、これらの進捗を踏まえつつ、継続的に検討を行うものとする。

(参考 1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する附帯決議（平成十六年五月二十五日 衆議院環境委員会）」抜粋

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

五、 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。

(参考 2) 「中央環境審議会外来生物対策小委員会岩槻委員長談話」抜粋

「地域に特有の生物多様性を保全する必要がある地域において緑化植物を用いる場合には、単に外来植物の利用を避けることだけに注目するのではなく、在来種と同種の外国産植物の利用に起因する遺伝的攪乱のおそれにも留意するため、地域の生物多様性の現状に応じて総合的な緑化対策のあり方を検討し、実施していくことが必要と考えます。」

(4) 雑草

雑草については、全て一律に目的や行為を特定してその取扱いを管理する規制になじむものではないが、生態系等に係る被害の観点から影響を評価する仕組みを構築する。

一方で、非意図的な導入であっても、導入の実態を把握することにより、導入のリスクを低減することや防除の必要性が高い地域で効果的に防除を進めることは検討しうる。このため、非意図的導入による植物については、本法律による規制の効果は小さいが、我が国の生態系や農業に深刻な被害を与えるものについて優先的に選定作業を進める。